

広島県新型インフルエンザ等対策行動計画

概 要

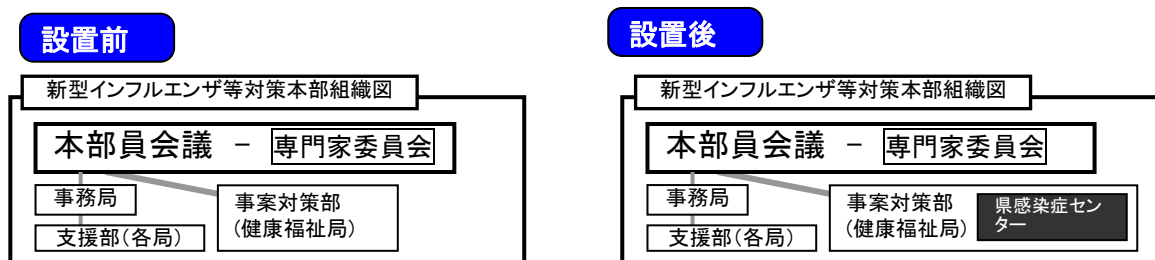
広 島 県
平成 2 5 年 1 2 月

1 取組等の経緯

平成 21 年(2009 年) 4 月に、新型インフルエンザ (A/H1N1) がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計された。この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年 (2012 年) 4 月に特措法が制定されるに至った。

また、本県では、平成 21 年(2009 年) の新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験等から見えてきた課題に対応するため、平成 25 年 4 月に広島県感染症・疾病管理センター (以下「県感染症センター」という。)を設置し、健康危機管理体制の強化を図った。

《課題と県感染症センターの役割》



<課題等:発生当初は病原性の強さ等は不明>

- 国等からの膨大な情報をそのまま医療機関側へ通知していた。
- 国からの情報がなく、症例定義が未定の段階では、サーベイランスもできず、県の対策を講じることができなかった。

<県感染症センターの役割>

- 国等からの膨大な情報を医師の立場で現場で使えるように加工して通知する。
- 必要に応じ現場に出向くなど、独自の情報収集を行い、症例定義が未定の段階でも必要な対策を行う。
- これらのことから、病原性の強さに応じた対策を、必要な時期に打ち出し、発生段階の移行に応じた対策の選択肢を示す役割を果たす。

2 本県の行動計画の作成

特措法が平成 25 年 4 月 13 日に施行されたことに伴い、特措法の規定により政府が定める「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく、都道府県の区域に係る「都道府県行動計画」として作成する。

本計画は、内容については現行の県行動計画(平成 21 年 11 月改定)をベースとし、特措法に定める事項や政府行動計画に定める事項等を反映させるとともに各実施主体の役割を明確化し、今後の県や市町、指定(地方)公共機関等、関係機関における対策の選択肢を示すこととした。

《主な改正点》

- 新型インフルエンザの教訓(病原性等の程度に応じた対策の選択・切替等)を反映
- 各実行主体(指定(地方)公共機関、登録事業者を追加)の役割の明確化
- 現行の発生段階を、国の行動計画等に準じて、①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期として整理
- 「緊急事態宣言」時に、県が行う各種の「緊急事態措置」を発生段階ごとに追加
- 帰国者・接触者等に対する医療提供・相談体制等を実態に即して見直し

3 行動計画の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生・侵入は避けられないと考え、本県の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2つの主たる目的として対策を講じる。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

ポイント

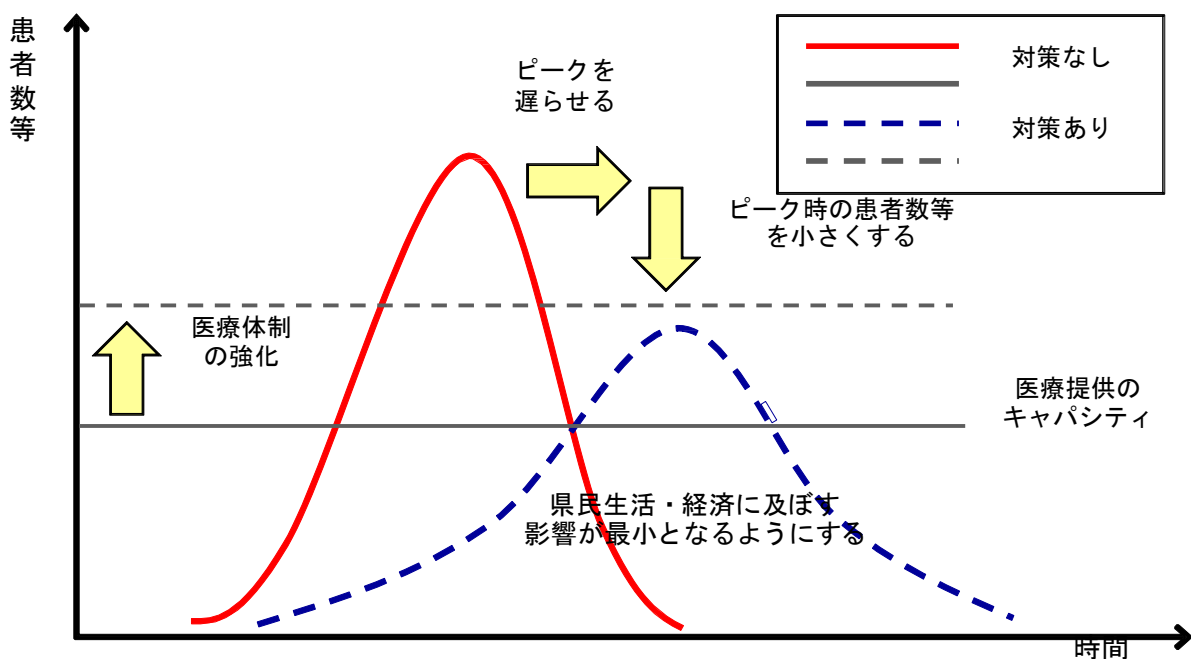
- ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備・ワクチン製造のための時間を確保。
- ・ ピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ポイント

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



4 新型インフルエンザ等対策実施上の基本的考え方・留意点等

○ 対策の基本的な考え方

- ・一つの対策に偏重して準備を行うことは大きなリスクを背負うことになりかねない。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

ポイント

- ・情報が限られている発生当初は、被害が大きくなる想定で強力な対応を実施するが、情報を収集し、対策を評価した上で、順次適切な対策へ切り替える。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、縮小・中止を図る。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れを持った対策を総合的・効果的に組み合わせて実施する。
- ・感染対策等は、事業者や県民一人ひとりが、事業継続対策や予防措置等の適切な行動をとることが求められる。

○ 対策実施上の留意点（基本的人権の尊重等）

ポイント

- ・県が行う緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）等、県民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、対策の実施にあたって、県民に十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・緊急事態措置は、病原性の程度等によっては、必要としない場合もあり得る。
- ・政府対策本部、市町（対策本部）と相互連携し、対策を総合的に推進する。
- ・新型インフルエンザ等発生後は、県対策本部における対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、各実行主体の役割を明確化したうえで、相互連携して対応にあたる。

国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体としての態勢の整備， 対策の推進 ・ 発生時の基本的対処方針の決定， 緊急事態の宣言 ・ 新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内における新型インフルエンザ等対策（地域医療体制の確保， まん延防止対策等）の主体 ・ 関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進 ・ 緊急事態宣言時は， 法に定める緊急事態措置（外出自粛， 施設使用制限等）を実施
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対するワクチンの接種， 要援護者等への生活支援等 ・ 県や近隣市町と緊密に連携して対策を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院内感染対策や医療資器材の確保， 診療継続計画の策定等 ・ 発生時は， 診療継続計画等に基づき医療を提供
指定(地方) 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生時に， 特措法に基づき新型インフルエンザ等対策（医療提供， 社会機能維持等）を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ※医療の提供の業務又は国民生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者（厚生労働大臣が登録） ・ 発生に備えた感染対策の実施， 重要業務の事業継続の準備等 ・ 新型インフルエンザ等発生時に活動の継続に努める
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた感染対策の実施 ・ 新型インフルエンザ等発生時に， 一部の事業を縮小 ・ 多数の者が集まる事業を行う場合， 感染防止のための措置の徹底
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等及び発生時の行動等の知識の習得 ・ マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践， 食料品・生活必需品の備蓄等 ・ 新型インフルエンザ等発生時に， 状況や対策等の正しい情報を得て， 感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

6 発生段階

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があるため、政府行動計画の分類を踏まえ、県の発生段階を6つに分類し直す。(段階の移行は、国等と協議の上、県が判断。)

今回整理・見直し

インフルエンザ等発生の状況	国発生段階	県(今回整理)	県(改定前)
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	海外発生期	海外発生期
国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状況	国内発生早期	県内未発生期	国内発生早期
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態		県内発生早期	
県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態	国内感染期	県内感染期	まん延期
			回復期
患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期	小康期

○ 各発生段階における対策の目的

発生段階	対 策 の 目 的
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・国及び市町との連携の下、発生の早期確認に努める。
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の国内進入状況等に注視し、早期発見に努める。 ・県内発生に備えて体制の整備を行う。
県内未発生期 (国内発生早期)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生に備えて体制の整備を行う。
県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

7 対策の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主目的を達成するため、具体的な対策を6項目に分けて整理。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等の発生状況等に応じて、本県における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係機関等が連携、協力して講じるため、全県的な推進体制を整備。

新型インフルエンザ等対策警戒本部 (未発生期, 小康期)	未発生期(※1)において、行動計画の策定・見直しの他、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の検討、情報収集等を行う。対策本部廃止後の小康期には、これまでの対策の評価等を行う。 本部長：健康福祉局長 本部員：庁内関係課長
新型インフルエンザ等対策本部 (海外発生期～小康期)	新型インフルエンザ等発生時に、特措法に基づき設置。県内の新型インフルエンザ等対策の総合調整や、所要の措置等を行う。 本部長：知事 本部員：局長等
新型インフルエンザ等対策専門家委員会 (未発生期～小康期)	医療・公衆衛生等の専門家を中心に構成され、県の新型インフルエンザ等対策(発生前, 発生後)に対して意見・助言等を行うとともに、新型インフルエンザ等対策の評価を行う。

※1 未発生期のうち、海外で鳥インフルエンザの人感染例発生したときは注意体制として、広島県感染症対策連絡会議を開催するなど、県感染症センターを中心として情報収集及び連絡活動を主として行う。なお、新型インフルエンザ等対策警戒本部を設置する場合は、国内・県内で鳥インフルエンザの人感染例発生又は海外で新型インフルエンザ等感染疑い例が発生し、国が初動対処方針を定めたときである。

ポイント

- ・国が政府対策本部を設置したときは、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国、市町等関係機関との連携を図りつつ、全庁一体となった対策を強力に推進する。
- ・さらに、政府対策本部長が新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとみとめ、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合には、県は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、必要な措置を講ずる。
- ・なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生前から、県行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等の学識経験者等から構成される「新型インフルエンザ等対策専門家委員会」の意見を聴くとともに、発生時には、専門家委員会からの意見を適時適切に求めた上で、対策の立案・実施に努める。
- ・県は、実施体制の整備等に当たっては、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供、対策の調整等、国、市町、指定(地方)公共機関その他の関係機関等との連携、協力に十分留意する必要があるため、県感染症センターが中心となって医療関係者等のネットワークを構築し感染症情報の一元化に努めるとともに、疫学・感染症専門家を養成するための研修等を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析し、判断につなげることが重要。県感染症センターが中心となり県内外の感染症の発生動向を早期に把握し、専門的な見地から迅速かつ正確な分析・解析をして公表する。

ポイント

- ・発生した県内患者について、初期の段階には県感染症センターを中心とした積極的疫学調査チーム（特別機動班）を派遣し、情報収集・分析する。
- ・患者の全数把握（海外発生期～県内発生早期まで）
県内における新型インフルエンザの患者を早期に発見し、患者の臨床像等の特徴を把握するため全ての医師に患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を行う。

<新型インフルエンザ発生時のサーベイランス>

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
平時から継続	患者発生サーベイランス(患者数を調査し、流行入り、ピーク、終息等を把握し段階に応じた対策を講じる。)					
	ウイルスサーベイランス(ウイルスの型・亜型等を調査する。)					
	入院サーベイランス(入院者数や医療対応を調査しシーズンの重症化パターンなどを把握する。)					
	学校サーベイランス(学校休業状況・欠席者数を調査し、いち早く流行のきっかけを把握し必要な対策を講じる。)					
強化		集団発生把握				集団発生把握
追加		新型インフルエンザ患者の全数把握				

(3) 情報提供・共有

県は、県対策本部における広報担当者を設置し、適時適切に情報を共有する。

市町は、市町対策本部における広報担当者を設置し、県と適時適切に情報を共有する。

なお、市町が記者発表を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。

○ コールセンター等の設置

区分	今回整理	改定前
名称	コールセンター（相談窓口）	発熱相談センター
設置時期	海外発生期～小康期まで ※小康期に縮小・廃止	海外発生期～小康期まで
機能	・住民からの一般的な相談に対する情報提供	・住民相談窓口 ・電話により患者トリアージ
設置場所	県庁（健康対策課）、市町	県庁、保健所、市町

- ・県は、新型インフルエンザ等に関する一般的な相談・質問等に対応するコールセンターを設置し、情報提供を行う。
- ・県感染症センターから市町にQ & A等の必要な情報を提供し、市町に相談窓口の設置を要請する。
- ・帰国者や接触者、有症患者からの相談など、専門的な知識を要する場合は、別に「帰国者・接触者相談センター」で対応。

(4) 予防・まん延防止

個人対策や地域対策，職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる。

県感染症センターの専門的判断に基づき，対策の効果と影響とを総合的に勘案し，新型インフルエンザ等の病原性・感染力，発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し，縮小・中止の指示を行う。

ポイント

- ・医療体制や国民生活・経済の安定維持のため，登録事業者等に特定接種が実施される。
- ・緊急事態宣言後に，県感染症センターの専門的判断に基づき，特措法に基づく緊急事態措置として以下の措置を講じる。

- ①県民に対して，外出自粛や基本的感染対策の徹底を要請
- ②施設使用制限等の要請・指示等
- ③住民接種（臨時の予防接種）の実施支援

※住民接種に当たっては，発生した新型インフルエンザウイルスに関する情報等を踏まえて，国が決定した接種順位により接種。

対策の例	概要
県民・事業者等への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルの対策(咳エチケット・手洗い・うがい等)等，基本的な感染対策 ・職場における感染予防策，従業員の健康管理の徹底 ・公共交通機関等利用者へのマスク着用，咳エチケット等励行の呼びかけ等
患者・濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の感染症指定医療機関への入院 ・濃厚接触者への外出自粛要請，健康観察 ・濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 ・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等の感染対策強化
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視等
特定接種・住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ・医療，社会機能維持に係る事業者等へのパンデミックワクチンの先行接種等 ・住民に対する，速やかな予防接種実施に向けた体制の構築
緊急事態宣言時の措置（施設の使用制限等の要請等）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所等に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請，指示 ・政令で定める多数の者が利用する施設に対する施設の使用又は基本的な感染対策の徹底の要請，指示

(5) 医療

県感染症センターは、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。また、発生段階における医療提供体制の維持・確保の対策について、あらかじめ方針を示す。

県等は、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供していく。

ポイント

- ・従来の「発熱相談センター」「発熱外来」の役割、機能を見直し、「帰国者・接触者相談センター」「帰国者・接触者外来」を設置。
- ・感染期においては、原則として「帰国者・接触者外来」から、一般の医療機関において診療できる体制に切り替える。(帰国者・接触者外来は廃止)
- ・緊急事態宣言後に、特措法に基づく措置として以下の措置を講じる。
 - ①医療関係の指定(地方)公共機関は、業務計画に基づき、医療又は医薬品等を確保
 - ②医療機関が不足する事態において、定員超過入院や臨時医療施設を設置

○ 帰国者・接触者相談センターの設置

区分	今回整理	改定前
名称	帰国者・接触者相談センター	発熱相談センター
設置時期	海外発生期～県内発生早期まで	海外発生期～小康期まで
機能	・電話により患者トリアージ	・電話により患者トリアージ ・住民相談窓口
設置場所	県感染症センター、保健所	県庁、保健所

- ・発生国からの帰国者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
- ・患者が相当程度増加(感染期等)した段階では、患者のトリアージ効果が望めないため、相談センターを縮小・廃止。

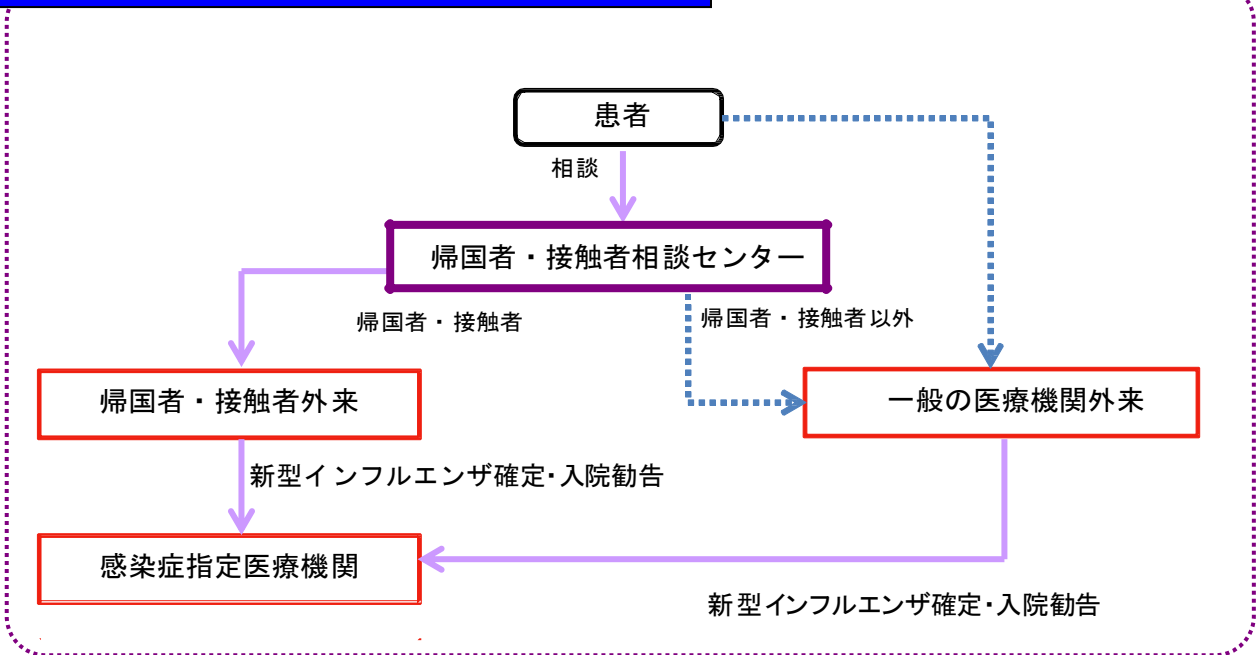
○ 帰国者・接触者外来の設置

区分	今回整理	改定前
名称	帰国者・接触者外来	発熱外来
設置時期	海外発生期～県内発生早期	国内発生早期～回復期
機能	帰国者・濃厚接触者で症状ある者の診療及び感染症指定医療機関への引継	国内発生早期：患者のトリアージ 感染拡大期：重症者のトリアージ 重症者以外の診療
設置場所	感染症指定医療機関等	感染症指定医療機関等

- ・発生国からの帰国者や、患者等の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等のインフルエンザ様症状を有する者を診療。(現行の「発熱外来」の名称では、帰国者以外の発熱患者も受診するものと誤解を招きやすいことから、名称を変更)
- ・患者が相当程度増加(感染期等)した段階では、感染拡大防止効果が望めないため、廃止する。(一般の医療機関での診療に移行)

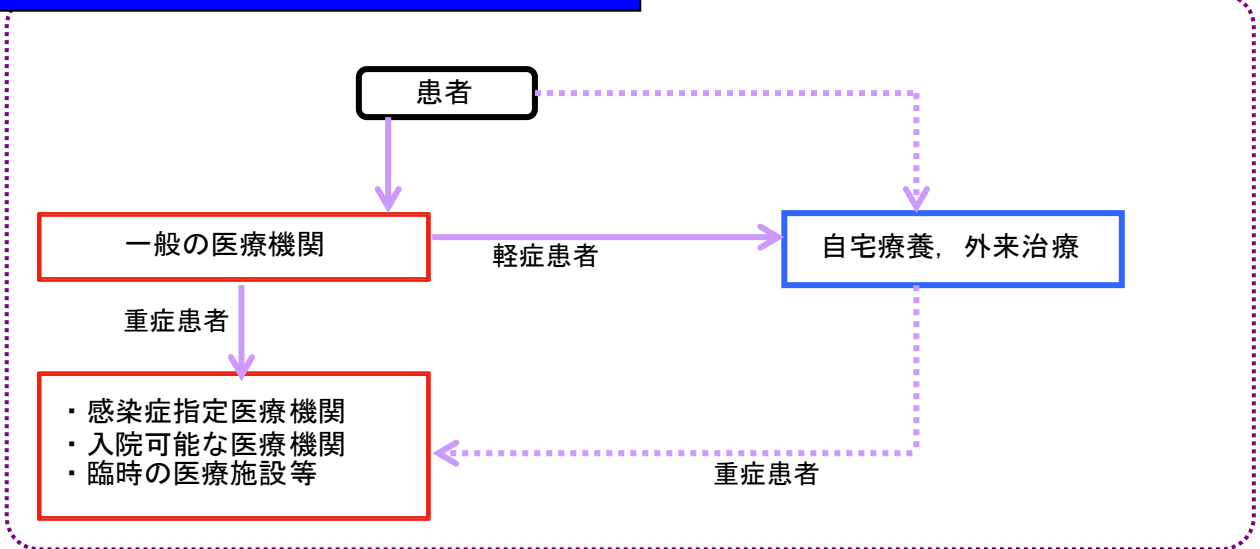
＜発生段階ごとの医療体制＞

○ 医療体制＜海外発生期～県内発生早期＞



※一般の医療機関:内科・小児科等, 季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。
 ※海外発生～県内発生早期において, 帰国者や接触者であっても, 相談センターを通さず受診する方もおり, 一般医療機関においても, 院内感染対策を要する。

○ 医療体制＜県内感染期＞



※県内感染期には, 帰国者・接触者外来は廃止し, 入院勧告も原則行わない(患者入院によるまん延防止等の効果が望めないため)

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザは、多くの県民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続き、本人や家族のり患等により、県民生活・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・ 発生時の県民生活・経済への影響を最小限とするため、県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関等が特措法に基づく事前の準備（業務の継続等）を十分に行うことが重要。

ポイント

- ・ 指定（地方）公共機関、登録事業者における業務計画（職場感染対策、重要業務の継続等）の策定等の事前の準備等
- ・ 消費者としての適切な行動の呼びかけ、食料品・生活関連物資の買占め・売惜しみ、価格高騰の防止の措置等

○ 緊急事態宣言がされている場合の措置の例

業務の継続等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定（地方）公共機関及び登録事業者は、事業の継続を行う。 電気・ガス・水、運送・通信・郵便、医療提供等 ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。
サービス水準に係る県民への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
緊急物資の運送等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。 ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
物資の売渡しの要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。 ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
生活関連物資等の価格の安定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視等をする。
要援護者への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
犯罪の予防・取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察は、警察庁と連携し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。
埋葬・火葬の特例等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、国から要請があったときは、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。 ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、国から要請があったとき、市町は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。